

同朋大学佛教文化研究所紀要 第三十五号（二〇一六年三月） 抜刷

戦国期における愛宕山五坊・山伏の諸国勧進

工藤克洋

戦国期における愛宕山五坊・山伏の諸国勸進

工藤克洋

はじめに

近年の中世後期勸進研究を参照すれば、勸進の聖・山伏にとって中世後期は、荒廢した寺社の造営・修造を、寺僧に成り代わり勸進をもつて果たし、ひいては寺社へと定着し、寺社を進退するまでにいたるといふ台頭の時代としてとらえられている。^①この台頭は、朱印状の給付を受けるなどして、豊臣政権や江戸幕府から寺社の支配権を承認されることに到達点を置いている。中世後期は莊園制が崩壊するという認識のもと、寺社は経済基盤を失っていたと理解されていたなかで、それに代わる寺社の新たな経済基盤として勸進が調えられていたことを明らかにした点は、中世後期勸進研究の大きな成果といえよう。しかし、寺社の経済を再建した勸進の聖・山伏を評価するあまり、その行き着く先が、寺

社への定着と、その政権による承認であるとするれば、中世の勸進を歴史的に評価するうえで問題と言わざるをえないのではないだろうか。

政権による定着の承認は、寺社における彼らの存在証明になるが、一方で所屬が曖昧であったものが明確化していくことを意味している。例えば、織田信長は、「祇園社勸進」と号し徘徊する者を停止し、祇園社と勸進の委託契約を正式に交わした「本願一人」に勸進活動を限定している。^②これは、偽勸進の対応として当然の行為といえるが、視点を変えれば所屬不鮮明な勸進の聖・山伏が、祇園社の勸進にたずさわっていたことを示すものであろう。政権の側では、寺社の勸進を、所屬（責任の所在）が明確な者に限定していかうとしているのである。

しかし、中世後期の聖・山伏たちの勸進は、所屬をこえた聖・山伏の個別的なつながりによって成り立っている。^③具体例をあげれば、長谷寺

の玄空は、「越中御所」と称されていた足利義材への奉加依頼に、「北国案内」の十穀聖を交渉役に抜擢している⁵。また、多賀社では本願・不動院が勧進を取り仕切るが、勧進帳の作成につき山科言繼に交渉したのは言繼邸の近所に住む山伏の慶春である⁶。それぞれに得意のフィールドをもつ所属の曖昧な聖・山伏が適所で活躍することによって機能していた中世後期の勧進は、定着にともなう所属の明確化により、むしろ喪失していくのではないだろうか⁷。とすれば、中世後期の寺社の経済を救った勧進は、定着によって、そのまま近世にも承認されたとはみなせないだろう。中世後期に生み出された活動は、近世になっても継続するが、近世の到来、とりわけ定着による所属の明確化により、大きく変質しているとみなさなければならない。

しかし、所属の曖昧な聖・山伏たちによる寺社の勧進のあり方や、それが近世にいたり、どう変質したかについては具体像が示せていない。よって本稿では、かかる観点から戦国期における愛宕山五坊・山伏による勧進を取り上げてみたい。

愛宕山は、周知のことであるが、山城国と丹波国の国境（現 京都市右京区）に位置する霊山として信仰対象となっている山で、今日にいたるまで列島各地から多くの人々が参詣している。この山の歴史については、アンヌ・マリ・ブッシー氏によって詳述されており、アンヌ氏以降の研究においては、愛宕信仰の内実について分析が深められている⁸。とりわけ本稿で問題とする中世においては、愛宕の本地とされた勝軍地藏

の信仰が、武士に厚く信仰され、全国的に受容されていたことが明らかになっている¹⁰。しかし、かかる展開をみせる要因については、愛宕山伏の勧進活動が想定されているものの、彼らがどのような勧進活動を展開していたのかについては、なお不明な点を多く残す。

愛宕山の勧進についてわかっていることといえば、アンヌ氏が、①戦国期に成立する勝地院長床坊・教学院尾崎坊・福寿院下坊・威徳院西坊・大善院上坊の五坊（以下、坊号で表記する）が、それぞれ「国」を単位として檀那場を設定し、文禄年間から配札や参詣した檀那へ旅宿の提供をしていたこと、②文禄二年（一五九三）、秀吉の命により愛宕勧進に赴く者は、一国につき一人とし、かつ五坊の判形を所持しなければ活動は認められず処罰の対象となる法令が出され、その法令は江戸幕府にも踏襲されたこと、③五坊が檀那を奪い合う状態にあったため、元禄九年（一六九六）に寄合を開き、他坊の檀那を奪うことを規制したことで、以上三点が指摘されている¹¹。また、近年、近世における愛宕山の勧進について、愛宕山麓に暮らし、耕作をしつつ五坊のもとで配札にあたっていた「愛宕山坊人」「愛宕法師」「愛宕山家来」と呼ばれる半僧半俗の存在が、前田一郎氏によって明らかにされている¹²。

愛宕山の勧進活動は、アンヌ氏が提示した理解が前提とされており、踏襲されているのが現状である¹³。ポイントとしては、組織的な勧進体制がわかるのは五坊の成立後であるということである。この点については、史料制約もあることから、現段階においては首肯しうるが、課題

も多いように思われる。

先行研究では、五坊の成立を戦国期とするが、その活動については、主に近世以降が論じられているだけで、戦国期についてはまったく手つかずの状態である。そもそも、五坊の成立が、近世成立の『寺院記』によっており、戦国期の史料によって裏付けられていないというのが現状である。また、戦国期に組織的な勸進が成立していくことの意味も問わなければならないだろう。

よって本稿では、かかる課題に因應するため、まずは愛宕山五坊の戦国期における活動を史料から跡づけていきたい。そのうえで、当該期における勸進主体の五坊とそのもとで檀那場へ赴く山伏たちの活動を復元していくことにする。

なお勸進の復元にあたっては、戦国期の大名家の興亡が、師檀関係を動揺させるという新城常三氏の指摘を留意したい¹⁴。戦国期の愛宕山勸進は、近世と同様、諸国の檀那場を抱え廻檀するスタイルであるが、近世と異なるのは、国を支配する大名家の間で武力紛争が生じており、大名領国の拡大・縮小や大名家の興亡による檀那の移動ないし異動がみられることである。かかる流動的な社会のなかで、五坊と山伏は檀那といかに向き合ったのか。檀那の存在を信仰の分布・展開の結果として静態的にとらえるだけでなく、変化にどう対応したのかという動態的な把握も試みたい。

そして最後に、彼らに焦点をあてることで浮かびあがってくる戦国期

の愛宕山勸進のしくみについて、中世後期勸進研究の問題に引きつけて、時代性について言及していきたい。

I. 愛宕山五坊の勸進体制と戦国期社会

1. 戦国期の愛宕山五坊

近世において愛宕山で勸進をしていた愛宕山五坊は、『寺院記』によると戦国期に順次成立したとされている【表1】¹⁵。しかし、五坊の戦国期における活動について、同時代史料を用いての復元はみられない。管見の限りではあるが、五坊のうち、戦国期における活動が史料的に認められる長床坊・尾崎坊・下坊・西坊の活動を確認しておきたい。

【表1】愛宕山五坊（付宝蔵坊）成立一覽表

坊名	成立年代	開基	備考
勝地院長床坊	延徳二年（一四九〇）	祐蔽	
教学院尾崎坊	永正十七年（一五二〇）	祐仙	
福寿院下坊	大永元年（一五二二）	幸海	
威徳院西坊	大永四年（一五二四）	行蔽	
大善院上坊	大永四年（一五二四）	行蔽	
宝蔵院	元龜二年（一五七二）	幸朝	福寿院幸朝の隠居所

(1) 勝地院長床坊

『寺院記』によれば、延徳二年（一四九〇）開基で、五坊のなかでも早く開基した坊である。史料的には、延徳四年（一四九二）四月に、北野経王堂で催した愛宕山の鐘鑄勸進の担当者としてみえ、少なくとも十五世紀末には存在が確認できる。

ところで、この鐘鑄勸進が北野経王堂で行われていることは注目されているからである。永正二年（一五〇五）五月十八日には善光寺が、天文十四年（一五四五）三月二十六日には、誓願寺の十穀がこの場所で開催進を行っている。善光寺の鐘鑄勸進が勸進聖の手によるものなのか定かではないが、鐘鑄勸進には勸進聖の関与が多くみられること、さらに長床坊が戦国期成立の坊であることから、長床坊は、十五世紀末から寺社の伽藍復興のため寺社に設けられるようになる勸進組織「本願」のような存在として、愛宕山に入ってきたとみなすこともできる。推測の域は出ないが、長床坊の成立は、愛宕山の復興を契機とし、各寺社で見られる本願の成立に連動するものとして位置づけたい。

なお、『寺院記』の記載であるが、この鐘鑄で製作された梵鐘の銘文には、室町幕府管領で、修験道を自ら修し、愛宕信仰に深く帰依したことで知られる細川政元が大檀越として記されている。政元と長床坊の関係について同時代史料から確認することはできないが、天文十三年（一五四四）四月八日、細川晴元の推挙により長床坊は僧正となってい

ることから、細川管領家と密接な関係を有していたことは確かなようである。

勸進活動については、薩摩国の島津氏との師檀関係にあったことがわかる。元龜三年（一五七二）八月二十八日付島津義久書状によれば、義久が長床坊より御状と本尊像を贈られたこと、義久が紛争により滞っていた「御本地堂奉加」を納めたことが記されており、長床坊が島津氏に勸進をしていることがわかる。

ただ島津氏との関係はそれだけではない。天正三年（一五七五）に義久の弟・家久が愛宕山に参詣した折、長床坊を宿坊としている。さらに、島津家重臣・伊集院忠棟が、服忌令のことについて吉田兼見に尋ねているが、「愛宕長床防之内秀存防」が忠棟の質問内容を伝えている。義久の奉加の支払いの例だけでは一過性の関係にしか見え、師檀関係（恒常的な収取関係）があつたとはみなしがたいが、家久が宿坊としていることや、伊集院忠棟との関係から、島津氏およびその家臣団と長床坊の間には師檀関係が成立していたとみて間違いないだろう。

なお、伊集院忠棟の兼見の仲介役としてみえる秀存坊は、後に詳しくみる長床坊の日向国での勸進活動の際にも確認でき、その時には「長床坊同宿」ともされていることから、勸進のため長床坊の代理として檀那のもとに下向していた人物であつたことがわかる。

ちなみに、秀存坊の日向国での勸進は、「当国各へ礼儀被成へく候」と史料にみえる。檀那は「人」であるから、師檀関係は、当然のことな

が檀那との個別的な関係によって成り立つが、その範囲は「国」で区切られていることになる。したがって、戦国期の長床坊は薩摩国、日向国を檀那場にしていたとみなすことができよう。

(2) 教学院尾崎坊

尾崎坊は長床坊に次ぐ永正十七年（一五二〇）の開基と『寺院記』ではされているが、史料の初見は、元亀元年（一五七〇）で、「愛宕御供料」である山城国外畑村下司職をめぐり丹波国の武士である渡部太郎左衛門尉と相論を繰り広げている。外畑村は、年未詳ながら長塩氏によって尾崎坊に寄進されていたようであるが、渡部氏に押領されていたようで、元亀元年に織田信長が尾崎坊の領有を認める朱印状を発給している。⁽²⁹⁾この相論からは、「愛宕御供料」が、惣寺・惣社へ寄進・進退されていたのではなく、坊ごとになされたことをみてとれる。

勧進については、備前国の宇喜多秀家が、立願として銀子を尾崎坊に進上していることがみえることから、⁽³⁰⁾備前国を檀那場としていたようである。

(3) 福寿院下坊

下坊は『寺院記』によると、大永元年（一五二一）成立。幸海を開基とする。幸海は山城国西岡の土豪である革島氏の出で、『革島系図』に大覚寺門跡院室に出仕したとされる。⁽³¹⁾史料上の初見は、天文五年

（一五三六）閏十月付の松尾社奉加帳に「愛宕山下坊」とみえるもので、この頃には活動を開始していたようである。⁽³²⁾

開基の幸海については、個人の活動が史料的に確認できる。天文十九年（一五五〇）三月に、越後国の長尾景虎へ巻数・勝軍地藏札を進上している。⁽³³⁾長尾氏との関係については、幸海が自らの書状で、景虎の父である為景の代からの関係であると述べている。⁽³⁴⁾為景は、永正三年（一五〇六）に家督を継承し、天文十一年（一五四二）に没していることから、この間に幸海は長尾氏との師檀関係を結んでいたようである。

なお幸海は、出仕先の大覚寺門跡義俊の命を受けて、幕府に景虎への白傘袋・毛氈鞍覆の免許申請を⁽³⁵⁾しており、大覚寺門跡の出仕する者としても活動がうかがえる。大覚寺義俊は、近衛尚通の子で、当時の将軍・足利義輝の母である慶寿院と兄妹の関係にあたり、幕府と密接な関係を有している。⁽³⁶⁾長尾氏と師檀関係を有していたことが、長尾氏の白傘袋・毛氈鞍覆の免許申請を担当する要因だったのか定かではないが、勧進活動とともに、大覚寺を介した幕府と長尾氏の間を実質的に取り持つ働きをしていたことは間違いない。

右は幸海の個人の活動であるが、坊の活動も確認できる。天正十二年（一五八四）三月十七日付で「下之坊福寿院代官隅州住快法上人」なる人物が鳥津義久の願文を預っている。⁽³⁷⁾この願文の写によれば、願文は末吉衆蓮元坊のもとにあると記されている。残念ながら、快法や蓮元坊のことはよくわからぬが、大隅国（在地）の僧（おそらく山伏であ

ろう)を代官とし檀那の要求(立願)に対応できるようにしくみを構築していたものと思われる。

最後に檀那場についておさえておく。長尾氏のいる越後国や代官を置いていた大隅国のほかに、土佐国本山氏の被官である長越前守とのやりとりがみえることから土佐国³⁸⁾も檀那場であったと思われる。また、次節で詳しくみるが、日向国も檀那場だったようである。³⁹⁾

ただし、大隅国と日向国については複雑な事情がある。大隅国は、島津義久の願文が大隅の下坊のもとにあるため檀那場としたが、義久は長床坊の檀那でもあることから、二つの坊が一人の檀那に向き合っていることになる。この点についても後述したい。また日向国は、先に長床坊の檀那場であると述べた。この点についても、次節で詳しく論じることにする。

(4) 威徳院西坊

西坊については、大善院上坊とともに行厳なる人物が開基したと『寺院記』にはあるが、西坊の活動を示す史料は多くない。とはいえ、西坊といえは、明智光秀との関係が著名である。西坊は、光秀が本能寺の変の直前に、「ときは今」の歌を詠んだ場として知られるが、坊との関係は、天正三年(一五七五)にまでさかのぼることができ、光秀は西坊に越前一向一揆の鎮定と加賀国半国代官に任じられたことを伝え、加えて綿十把の寄進と、愛宕山への参詣を約束している。文書の内容から西

坊との親密さがうかがえ、また愛宕百韻で宿坊としていたことから、光秀は西坊の檀那であったとみてよからう。また光秀の書状の内容から、檀那の行動や地位についての情報を、西坊は檀那の方から入手できていることもうかがえる。檀那を抱える五坊には、大名家の内部事情に関する情報が蓄積されていたことであろう。

勧進については、元亀・天正年間に、西坊のもとで、実際に檀那場へ下向する山伏が確認できる。こちらは第二章で詳しく検討するので、ここでは説明を省略することにする。

以上、五坊のうち戦国期に活動が確認できる四坊について概観した。特徴を整理しておく。

近世史料である『寺院記』によって成立が述べられている五坊であるが、戦国期においてもその存在は確認でき、勧進活動を行っていることも当該期史料から裏付けられた。文禄年間以降と言う先行研究の理解を改める必要がある。

戦国期の愛宕山勧進のあり方については、坊ごとに、「国」を単位として檀那場を抱え、活動していたことも明らかとなった。これは近世のあり方と同様であり、戦国期以降のかたちが近世にも引き継がれたことになる。

また、勧進の他にも、戦国期社会における多様な役割を有していたことがみえてきた。長床坊は細川管領家とのパイプを持ち、下坊は大覚寺門跡の一員として幕府と諸国大名の折衝役を果たしている。愛宕山は五

坊により成り立っていたと考えられるが、下坊のように独自の出仕先をもつ者もいる。かかる関係が、近世において、下坊は真言宗、下坊を除く四坊は天台宗という宗派の違いを生み出す要因となるのだろう。各坊の愛宕山以外で有する個別的役割については今後の課題としたい。

2. 愛宕山五坊の勸進―長床坊と下坊の檀那場相論―

前節で戦国期の諸坊の活動を復元するにあたり、五坊が「国」を単位として檀那場を設定していたことを確認した。ここから、国内にいる檀那は、すべて特定の坊の檀那であったというルールを見出しうるが、とはいえ戦国期の大名による「国」の支配は、大名家の興亡もあつて流動的などころが多分にある。本節では、長床坊と下坊の檀那場としての日向国をめぐる相論から、大名領国の変化が、五坊の勸進にどのような影響を与えていたのかを明らかにしたい。

天正十一年（一五八三）正月十八日、長床坊の使者が、島津家の家臣で日向国の進退を任されていた上井覚兼のもとを訪れる。

【史料1】『上井覚兼日記』天正十一年正月十八日条

十八日、(略) 愛宕山長床坊より使僧・書状預候、禱尔之儀、弥精誠被成由也、帯・扇給候、使僧勝尊坊小刀預候、大源坊案内者也、

(略)⁽⁴²⁾

戦国期における愛宕山五坊・山伏の諸国勸進（上藤）

このとき、覚兼は肥後国に出征中で、長床坊の使者・勝尊坊は覚兼の陣所を訪れたことになる。勝尊坊についてはよくわからないが、彼と知己であるという大源坊については、島津氏の使僧を勤めており、島津領国内の者であることは間違いない。とすれば、長床坊は、島津領国内の山伏を介して、覚兼に接触していることになる。五坊の勸進は、愛宕山から直接武士のもとに行くだけではなく、武士との付き合いがある在地の山伏の協力のもと進められることもあつたようである。

さて、勝尊坊による接触があつてから一ヶ月後の二月十五・十六日に、今度は長床坊配下の秀存坊が覚兼のもとを訪れる。

【史料2】『上井覚兼日記』天正十一年二月十五日条

愛宕山秀存坊御座候間、参会申候、先めし振舞候、其後点心参候て、御茶などにて立被成、御札守送給候、并帯二筋・扇子一本預候、是ハいつれも秀存坊より也、⁽⁴³⁾

【史料3】『上井覚兼日記』天正十一年二月十六日条

十六日、秀存坊より当国各へ礼儀被成へく候、然者曳付一通憑由候俣、認候て遣候、此日佐土原へ参候する由承候間、送等申付候、⁽⁴⁴⁾

十五日、秀存坊は自らが用意した御札と帯・扇子を携え覚兼を訪ね、覚兼より飯と点心の振る舞いを受けている。そして、翌十六日に再び覚兼

のもとを訪れ、日向国内での配札許可と、その活動を証明する許可状の発給を申請している。覚兼はそれを認め、許可状を発給するとともに、秀存坊が佐土原へと向かうというので、そこまでの護送の手配までしている。

秀存坊が日向国内にて配札活動をするにあたり、覚兼に許可を求めていることがわかるが、その理由は、覚兼が島津家当主の代理として日向を進退する立場にあったからであろう。⁴⁶ 国内の島津家臣団を束ねる覚兼に許可を得てから、国内の島津家臣のもとを廻るといふ手順がみとれる。また、秀存坊は覚兼の許可を得た後、佐土原へと向かったようであるが、佐土原は島津氏一門衆で当時の当主義久の弟・家久の居城があるところである。日向国内では、覚兼を除き最も家格の高い人物である。経路は効率的に廻っていくのであろうが、家格の高い人物から順に廻っていくというあり方もみとれる。秀存坊は、同年四月一日、上井覚兼に上洛の旨を伝えており、一ヶ月半程滞在していたようである。⁴⁷

さて、天正十一年は、長床坊による日向国の配札活動がみられるわけであるが、翌十二年（一五八四）になると、今度は下坊が同国に姿を現す。

【史料4】『上井覚兼日記』天正十二年正月二十七日条

廿七日、(略) 此日、愛宕山下之坊より使僧預候、書状之趣、日向之國従先々檀方候、然間、吾々事も従爰檀方二被成度之由也、御

札・板物一預候也、先々書状之儀ハ請取候、日向衆各檀方二被成度之由者如何候する哉、其故者、去年長床坊同宿、日州各へも御札等銘々二被賦候、菟角御談合之上たるへく候通、使僧へ申候也。⁴⁸

下坊よりの使僧が長床坊と同様、覚兼のもとを訪れているわけであるが、来訪目的は、「日向国は前々から下坊の檀那場であるから、覚兼にも下坊の檀那になつて欲しい」という依頼のためであった。この依頼に対し覚兼は、どういふことかと疑念を抱いており、その理由として、前年の長床坊同宿（秀存坊）による日向国での配札をあげている。そして覚兼は、長床坊とよくよく相談するようにと下坊の使僧に伝えている。

長床坊の日向国内での配札が行われた翌年に、同じ愛宕山の坊である下坊が勧進（師檀関係の契約交渉）に訪れたことがわかる。ここからまず指摘しておきたいことは、愛宕山の坊同士で勧進の重複が起こっていることである。このことは、諸坊間ないし惣寺で勧進場所（檀那場）の調整ができておらず、諸坊が独自の裁量で勧進に赴いていることを示している。⁴⁹

ただし、愛宕山内部では、それでまかり通っていたにしても、外部の目からすれば、どちらも愛宕山の坊であるから、重複という事態は理解されなかつたのであろう。長床坊と下坊とで話し合つて勧進の重複を調整せよという覚兼の言に、それがよくあらわれている。

このように、史料からは、愛宕山五坊が個別に勧進を行う様子をつか

がうことができるが、【史料4】からは、愛宕山五坊の勧進の時代性もみえてくる。

繰り返しになるが、下坊は覚兼に「日向国は前々から下坊の檀那場であるから、覚兼にも下坊の檀那になって欲しい」と述べている。この一文は、よく読むと不思議な言い回しである。前々から日向国は、下坊の檀那と言っているのに、日向国にいる覚兼に檀那になって欲しいと述べているのである。この言を素直に読めば、覚兼はこの段階で下坊の檀那ではないことになる。日向国は下坊の檀那場であるはずなのに、日向国にいる覚兼が檀那ではないというのはいったいどういう意味なのだろうか。

このことを解くためには日向国の政治情勢をおさえておく必要がある。戦国期における日向国は、島津氏が守護職を有していたが、国内全域に影響力を及ぼすにはいたらず、所領も南部の島津荘のみで、伊東氏や土持氏といった有力領主が割拠している。とりわけ伊東氏は、佐土原城を居城として同国の半分以上の地を支配し、かつ当主が將軍家の諱「義」の字を賜るようになるなど、名実ともに日向国随一の有力者であった。⁵⁰ところが、元龜三年（一五七二）に島津氏との戦いに敗れた伊東氏は、次第に圧迫され、天正五年（一五七七）十二月に豊後に逃亡する。翌年、豊後国の大友氏による日向侵攻にともない、伊東氏はその軍陣に連なるが、耳川の合戦で島津氏に敗れて旧領回復の機会を逸することになる。その後、伊東氏は、家督である義賢が、豊後にて所領宛行をするなど旧領回復の意思をみせる一方、同族の伊東祐兵が羽柴秀吉の家

臣となるなど、早急な旧領回復を諦める動きもみえる。

他方、戦いに勝利した島津氏は、天正七年（一五七九）に島津家久を佐土原城に、天正八年（一五八〇）に日向国の統括責任者として上井覚兼を宮崎に置き、さらに薩摩国を本貫地とする島津家家臣を日向国の諸城に配置、入部させている。⁵¹

こういった政治情勢に下坊の言葉を重ね合わせてみよう。下坊の「日向之国従先々檀方候」というのは、覚兼ら島津家家臣団による日向国入部以前のこと、換言すれば伊東氏が日向国を支配していた時期の状態を指すのではないだろうか。ところが島津氏によって檀那であった伊東氏が国外に追いやられ、代わって島津氏が日向国に入部する。故に、下坊の檀那場である日向国に新たにやってきた覚兼は、下坊の檀那ではないのである。

ただし、覚兼の入部直後すぐに下坊は、覚兼に接触することはなかった。それは伊東氏が、国外へ逃れた後も旧領回復運動をしていたためである。大軍を率いた大友氏による日向侵攻は、回復の好機と下坊の目にも映っていたことであろう。

しかし、大友氏は敗戦。島津家家臣が日向国に入部し、島津氏による日向国支配が着々と固められ、伊東氏の旧領回復の望みは薄くなる。そこで、新たに日向国に入部してきた島津家家臣と新たに師檀関係を結ぶという方向に舵を切っていく。このように読み解いていけば、下坊の覚兼への依頼内容を理解できよう。なにぶん推測の部分も多いが、檀那で

ある伊東氏と間で培われた師檀関係とその後の政治情勢が、下坊の島津氏への接触を遅らせたとみておきたい。

下坊の檀那場である日向国への関わり方をみてきたが、そのことをふまえて、天正十一年の長床坊の日向国での配札活動を眺めてみれば、下坊の檀那（伊東氏）が出ていった隙をつき、長床坊は日向国での活動を始めたということになる。ただしそのきっかけは、日向国に入室したのが、長床坊が檀那場としていた薩摩国の武士たちだったことによる。薩摩国で師檀関係を結んでいる武士が、日向国に入室したのを機に、日向国も檀那場にしてしまおうとしたのである。日向国がもともと下坊の檀那場であることをふまえれば、長床坊の行為は〈押領〉といえる。しかし、そもそも薩摩国の武士が日向国に移るといことは、檀那が檀那場の外へ移ることもある。すると、薩摩でできた師檀関係が希薄になつてしまうことも考えられよう。従来の師檀関係を、檀那の他国移住後も〈維持〉するために、移住先での師檀関係の確保が問題になつたのではないだろうか。⁽⁸²⁾

ただし、日向国の配札にあたり、長床坊が覚兼より許可を得ていることや国内を巡り配札をしていることは改めて注目される。日向国にいるのは、もともと檀那である島津家家臣であるが、正式に日向国が長床坊の檀那場であることをいちいち配札して確認・証明しなければならなかったのである。愛宕山勸進の「国」を檀那場の単位とするという原則は、建前であっても無視できなかったのである。

下坊と長床坊の檀那場・日向国への関わり方をみると、「国」を檀那場の単位とする五坊の原則と、檀那〓人の個別的な師檀関係のうち、自身に有利な方を檀那所有の正当性を主張する根拠としていることがわかるが、そもそもそういった主張をしなければならぬのは、大名家の興亡に伴う檀那の移動と異動が生じたためである。戦国の争乱が、愛宕山五坊の勸進に深刻な影響を与えていることがみてとれる。

ただ、長床坊にせよ下坊にせよ、実質的な師檀関係を取り結ぶため、大名家の興亡による檀那〓人の移動と異動に必死に対応していることもみえる。うかうかして入国者との師檀関係が結ばないままであると、他坊に檀那場を奪われてしまう。しかし、旧領回復の可能性がある以上、これまでの師檀関係も無視できない。愛宕山五坊にとつて戦国期は、「国」を檀那場とするという原則よりも、檀那という〈人〉により向き合わなければならなかった時代であったといえるであろう。

II. 愛宕山諸国勸進における山伏と使僧

これまで愛宕山の勸進主体である五坊の活動を追いかけてきたが、実際に坊のもとで檀那場に赴いているのは山伏たちである。本章では、山伏たちに視線を移し、五坊の勸進のかたちに向き合っていくことにしよう。

1. 愛宕山五坊の勸進に赴く在京山伏

愛宕山五坊の勸進では、下坊の大隅国の代官であった快法や、勸進の許可状を得るにあたって仲介役となった大源坊のように、在地の山伏が五坊と檀那とを結びつける結節点になっていたことをみてきたが、一方で、京都に暮らし諸国へ下向する五坊の配下の山伏も確認できる。

例えば、天正十七年（一五八九）には二百名程が「アタコヨリ諸国へ勸進二下」っていたとされ、なかには聖護院の大峰入峰に随伴する者もいたという⁵³。しかし、彼らの具体的な活動や勸進の仕方についてはいまだ未解明な点が多い。それは愛宕山伏に関する史料がないことによるが、まったくないというわけではなく、戦国期の公家である山科言継・言経親子の日記（『言継卿記』『言経卿記』）に、京都で暮らす愛宕山伏の伯耆・但馬・下総についての記載がみえる。本節ではこれらの史料をもとに在京山伏の活動を追いかけることにしたい。

(1) 伯耆

『言継卿記』元亀二年（一五七二）八月八日条のみにみえる。それによると、伯耆は「小川河堂之内、愛宕山西坊之内伯耆」とみえ、洛中小川町の草堂（行願寺）に所属しつつ、愛宕山西坊の勸進にたずさわっていたようである。この日、伯耆は、越前国の朝倉氏一門・松尾兵部少輔に嫁いだ言継の娘の言継宛の書状をたずさえており、越前国に赴いてい

たことがわかる。言継の娘は、天正四年（一五七六）に上洛し、愛宕山に参詣しており⁵⁴、愛宕山の檀那であったのだろう。伯耆は西坊が檀那としていた越前国の檀那廻りをしていたものと思われる。

(2) 但馬

初見は『言継卿記』天正四年（一五七六）十月三日条で、「土御門町山伏但馬」とみえる。この日、言継は、但馬が「近日越前へ下向」するので越前にいる娘（松尾兵部少輔室）宛の手紙を託すとしており、同十六日に但馬の居所に娘宛の書状と贈答品を送っている⁵⁵。その後、但馬は、同年十二月十七日に京都へ戻ってきたようで、十九日に娘の書状を言継に持参している⁵⁶。但馬の越前下向の理由は定かではないが、伯耆と同じく越前に下向し、檀那である言継娘のもとに赴いているわけであるから、但馬も愛宕山西坊の勸進のため越前国に赴いたのであろう。

(3) 下総

「下総」という山伏の名は『言経卿記』天正十年（一五八二）三月二十六日条に「愛宕山西坊下下総」とみえる⁵⁷。この記事には越前国にいる言継の娘（言経の姉・松尾兵部少輔室）より預った書状を言経に届けた旨が記されているのであるが、同史料の同年正月二十六日条によると、言経が言継の娘宛ての手紙を「頂妙寺前山伏」に託していることから、下総は頂妙寺門前に居住していた山伏であることがわかる。伯耆・

但馬と同様、西坊所属の山伏として西坊の檀那場である越前国を廻檀していたのである。

下総については、天正十三年にも活動がうかがえる。『言経卿記』天正十三年正月十九日条に、「愛宕山山伏下総」が言経のもとを訪れ、当時、加賀国に居住していた言経の娘の書状を持参したとあり、檀那のもとに足しげく通う姿がうかがえる。

いずれの山伏も、言経・言経と越前国にいる言経の娘の音信に関わっていたことから検出できただけであって、勧進活動のすべてがわかるわけではないが、【表2】にわかる限りの彼らの活動を整理した。表をもとに在京山伏の勧進活動について迫ってみよう。

まず所属と居住地についておさえておこう。伯耆・但馬・下総いずれも西坊配下とみて間違いないが、伯耆については、西坊配下としつつも、革堂内の山伏であるとも記されている。つまり、普段は革堂に拠点を置きつつ、他方で西坊の勧進を請け負うといったあたり方がみてとれる。また三名は居住地を個々に持ち、散在しており、西坊配下の山伏として集団で生活しているわけではなこともみえてくる。所属先を複数持つことや西坊にて生活していないところを見ると、西坊による拘束力もさほど強いものではなかったといえよう。彼らは西坊の勧進山伏ではあるが、複数の寺社に出入りする一人の山伏としてとらえる必要がある。なお三名の関係性や越前国勧進の交代理由は定かではない。

【表2】『言経卿記』『言経卿記』にみえる在京山伏の越前国勧進

勧進時期	山伏	所属坊院	山伏所在地	松尾氏当主	檀那・松尾氏の所在地
元龜2年(1571) 8月迄	伯耆	西坊	革堂	松尾兵部	越前国島田村(河口荘関郷内)
天正4年(1576) 10～12月	但馬	(西坊)	土御門町	松尾兵部	越前国北之庄
天正10年(1582) 1月～3月	下総	西坊	頂妙寺門前	松尾兵部	越前国
天正13年(1585) 1月迄	下総	西坊	頂妙寺門前	松尾彦三郎(兵部子)	加賀国

ついで三名の勧進活動についてみておこう。伯耆の越前滞在期間は不明であるが、但馬と下総はどちらも二ヶ月程度である。越前を廻るにはそれだけの時間を要すということであろう。ただし、下向する時季については三者三様で、二度勧進に赴いている下総についてもズレがある。そもそも毎年勧進に赴くのかどうかもよくわからないのであるが、決まった時季に廻檀に赴く形式ではないようである。

ではなぜ下向時期が定まっていないのであるか。そもそも愛宕山諸坊の勧進が定期的になされていないことも想定されるが、他方で、その時機でなければならなかったという可能性も考えられる。そこで、後者の視点から下向理由を探るべく、勧進に赴いた時季の越前国の情勢についてみていくことにしよう。

伯耆は元龜二年(一五七二)八月に越前より戻っているが、この頃の越前は、元龜元年四月、朝倉氏の支配する越前国に織田信長が侵攻して以降、紛争地帯となっている。とくに同二年一月からは信長が近江―越前間の通路遮断を

しており、越前下向は困難な時期にあたる。⁵⁸⁾ 伯耆は、緊迫した時期に越前へと下向していることになるが、かかる危険をおかしてまで下向した理由はどこにあるのだろうか。答えを見出すのは困難であるが、ひとつ考えられるのは、元亀元年六月の姉川の合戦があげられよう。この合戦により、朝倉氏は多くの戦死者を出したとされている。⁵⁹⁾ 檀那である大名の合戦敗北を気遣い、使者を送ることは、熊野那智社御師の例で確認される。⁶⁰⁾ 檀那の戦死という事態に対し、お見舞いや給主の変化を確認するという意味合いで下向した可能性が考えられないだろうか。

ついで但馬についてもみておきたい。天正四年（一五七六）十月から十二月にかけて但馬は越前に下向しているが、この時期は天正二年に勃発した越前一向一揆がようやく鎮静化し、北ノ庄城に新たな国主として入った柴田勝家が、百姓・商人の還住を促し、かつ百姓の移住を禁止する法令を出した直後の時期である。⁶¹⁾ 一向一揆の勃発とその鎮圧戦は、大量の死者とその難を避けるため移住者を出したことであろう。これにより西坊も多くの檀那を失ったと思われる。その後、国支配を安定させるために、人々の還住・定住が推し進められているわけである。もちろん勝家などの織田家家臣の入部により、他国から移ってきた者もいるだろう。こうした政治情勢をふまえれば、但馬の下向は、復興時における国内の檀那の再把握に乗り出したためとみることが妥当ではないだろうか。

下総の下向時期については、伯耆・但馬のような要因を見出せず、今

後の課題であるが、戦乱により大量の死者を出したり、大名家の滅亡により新たに入国する者がいたり、国内に暮らす人がさまがわりする時期に下向しているのである。領主の変化にともなう人の動きに応じた檀那の再掌握が、下向時期の不規則性の理由ではないだろうか。

このような国内における檀那の滅亡や異動への対応は、五坊の勧進でもみてきたところであるが、最後に西坊下の在京山伏の檀那への直接的な対応をみておくことにしよう。

このことを考えるにあたって注目したいのが、各山伏が訪れた言継の娘の嫁ぎ先である松尾氏の所在地である。【表2】をみると、山伏が訪れるたびに松尾氏の所在地が変わっているのに気づく。元亀二年に伯耆が訪れた際、松尾兵部少輔は河口荘関郷内島田村にいたが、天正四年の但馬の下向の時には「越州北庄松尾所」となっている。松尾兵部少輔は「朝倉兵部少輔」とも称した朝倉氏の一門衆であるが、この年に北ノ庄にいたということは、朝倉氏滅亡後、北ノ庄城主となった柴田勝家の家臣になったということであろう。西坊配下の在京山伏は、檀那の移動と異動を逐一把握しているのである。

天正十年、下総の下向時は、何ら変りなく松尾兵部少輔のもとに赴いているが、天正十三年（一五八五）には、松尾兵部少輔に代わりその子息である（言継娘の子でもある）松尾彦三郎がみえ、さらにその所在地は加賀となつている。⁶²⁾ このことは、天正十一年四月二十四日の勝家滅亡後、加賀国を治めていた前田利家に仕えたということであろう。こうみ

ると、檀那が世代交代をし、かつ越前国から加賀国に移住したとしても、檀那として追いかけていく西坊山伏の姿がみてとれよう。

檀那の国をまたいだ移住にも対応する。このことは檀那がどんなに移住しても師檀関係を維持しようとする意識をうかがわせるが、一方で「国」を単位として檀那場を設定する愛宕山諸坊の檀那掌握の仕方と齟齬をきたすことにもなる。

『言継卿記』を見る限り、伯耆・但馬は越前を目的地として、同国から戻ってきたと記されていることから、越前国以外の国へ行かないことが原則であったとわかる。したがって、在京山伏による廻檀は、一国を廻るのが一般的であったと思われる、すなわち諸坊の檀那場内のみで活動していたといえる。ところが、下総は檀那が加賀に移ってしまったため、それを維持しようと檀那場である越前国を超えて加賀国に赴いてしまったのである。なお下総による加賀廻檀が特別なケースであったことは、これまで西坊配下の在京山伏が担っていた松尾氏と山科家の音信が、以降、両者の間で直接やり取りする形に変わり、山伏の関与が一切なくなることから明らかである。⁽⁸⁾

在京山伏の檀那廻り、とりわけ下総の例をみると、檀那の流動的な動きに順応していることがよくわかる。伯耆・但馬・下総の活動がうかがえる約十年という短い期間に、越前の領主である朝倉氏と柴田氏が滅亡し、国内の人々が変わっていく。こうした節目の時期に、檀那場へと赴き檀那の再把握をしていく在京山伏の活動があるからこそ、諸坊の檀那

掌握は可能だったのだろう。しかし、国をまたいで檀那が移るとなると、それへ対応が、諸坊の「国」を単位に檀那場を所有するという原則にかえって抵触してしまうのである。かかる倒錯こそが、戦国期の愛宕山の諸国勧進が抱える悩みであったといえる。

2. 他寺社所属の使僧による勧進とその終焉

在京山伏の伯耆は、草堂に属しつつも西坊にも属していることが明らかかな山伏であったが、愛宕山の勧進をみていくと、明らかに愛宕山に属していない勧進僧の姿が見いだせる。

【史料5】土岐義成書状

猶、態計威徳院へ最花百疋、此度之使僧へ誂申候、以上、
 態御使僧畏入候、然者開置候代物之内拾貫文、愛宕山威徳院江御渡候哉、余御聊爾二候、一向不案内之人二候、其上従長床坊近日御使僧被下、如何ニも申定候、長向後者不可有疎意之由被申候二付而、長床坊江最花拾貫相渡候由申、てつしよ迄越候、定而其口へ可参候、如何様ニも長床坊江御渡候而可給候、将又其時分者大峯江為代官与、山伏兩人立置候、并有所用侍三人指添候、貴院江も可為参候、委細仁者口上仁申含候、恐々謹言、

八月十日

義成（花押）

西門院

御貴報⁽⁶⁵⁾

本文書は上総国の武士・土岐義成が高野山西門院に宛てて出した書状である。西門院所蔵『上総国諸侯大夫過去帳』⁽⁶⁶⁾には、土岐氏の名が見え、義成は高野山西門院の檀那であることがわかる。注目すべきは、義成と西門院とを往来する使僧が、義成から愛宕山威徳院（西坊）宛の十貫文や百疋を託されていることである。この使僧の所属は明記されておらず判然としないが、義成は十貫が西坊に渡っているのか、西門院に確かめていることから、使僧は西門院に関わりが深い人物であると言えよう。とすれば、西門院が主体的に行っている廻檀活動に、愛宕山西坊が上乗りしている様子がみてとれる。西門院と愛宕山の関係はよくわからないが、愛宕山諸坊の勧進は、坊所属の山伏のみで完結するのではなく、他寺社の勧進活動に乗りかかる形で進められることもあったということができよう。

ところで、義成の書状をみると、西坊宛の十貫文がきちんと届けられたのか、使僧への不審の念が記されている。その理由は、西坊へ納めた初穂十貫について、使僧が事情をよく理解していないことと、愛宕山への初穂を西坊に納入したのに、長床坊という窓口から催促がきたためである。前者については、西門院から愛宕山西坊へと初穂がまわるしくみが、西門院の使僧にはよく理解されていなかったことを物語っており、そういった使僧であっても、愛宕山の初穂の運搬を請け負う場合があつ

たこと示している。他寺の師檀関係を活用することで、勧進活動の幅を広げることができたわけであるが、初穂が坊に届かないかもしれないというリスクが、この請負方式にはあるといえよう。

後者については、十貫文の初穂の最終的な納入先を西坊としており、また尚々書にみえるように、再度、西坊宛の初穂百疋を使僧へ托していることから、義成は西坊との師檀関係を有していたと思われる。ところが、初穂の催促は西坊ではなく長床坊がしている。これは、下坊の檀那場である日向国に長床坊がやってきたという先に見た日向国の事例とよく似ている。諸坊間で檀那の取り合いをしている様子は随所にかがえるのである。

義成の疑念から、戦国期における愛宕山の勧進の諸問題が浮かび上がってくるが、ただし、ここで注意しておきたいことは、義成は使僧に疑念を抱きつつも、結局は、西門院の使僧に初穂の運搬を託していることである。このことは、勧進主体である愛宕山五坊の所属ではない、別の寺院の使僧が、愛宕山の勧進をすることに、檀那は違和感を懐いていなかったことを意味する。戦国期の愛宕山の勧進は、なんらかのかたちで五坊に所属する者たちだけによって成り立っていたのではなく、他の寺社の勧進活動という五坊が直接関与していない回路からも初穂を得られるしくみを有していたのであり、そしてそれは、檀那からみても自然なことではなかったのである。

ところが、かかるしくみは近世社会への移行にともない、次第に制

限を加えられることになる。文禄二年（一五九三）、秀吉は、諸国勸進に赴く「愛宕山勸進坊主」について、複数人派遣されている状況を止め、一国につき一人の派遣とし、かつ五坊の判形がない「勸進坊主」は処罰するという法令を出している。⁶⁷ アンヌ氏は、「使僧の人数規制と判形所持制度を知る最古の文書」として紹介されているが、筆者が注目したいのは、五坊の判形がなければ愛宕山の勸進に赴けないということである。五坊が判形を出すということは、勸進に赴く者は、五坊に所属しなければならぬことを意味してしよう。とすれば、先にみた西門院の使僧が愛宕山の初穂を運搬するためには、五坊の判形を手に入れる必要がある。しかし、五坊の判形を受けるといことは、五坊の所属になることを意味することから、使僧を用いている西門院からすれば到底受け入れられることではない。もちろんこれは、草堂と西坊に両属していた在京山伏の伯耆にもあてはまることであろう。判形による所属の明確化は、戦国期の所属の曖昧なまま勸進にたずさわるあり方や、他の寺社の勸進を利用した愛宕山の勸進システムを否定するものである。⁶⁸

【史料6】江戸幕府老中連署状

猶以愛宕山伏以御札勸進仕候、無紛様尤二候、其外は於此地改可申候、伊勢へも右之通申越候、以上、
急度申入候、愛宕勸進之真似山伏多候間、愛宕山寺家衆江被仰渡、

真似山伏無之様尤存候、恐々謹言、

元和四

安藤対馬守

正月九日

重信判

土井大炊助

利勝判

本多上野介

正純判

酒井雅楽頭

忠世判

板倉伊賀守殿⁶⁸

尚書のところ、愛宕山伏とそうでないものを区別する意識がみられるが、幕府の認識の興味深いところは、愛宕山伏でない者を「愛宕勸進之真似山伏」と称しているところである。これはいわゆる偽者、つまり五坊の判形を持たない者と理解できる。宮本架斐雄氏は、「真似山伏が多数現れる背景には」として、愛宕信仰が広く普及している状況と、上方から東国へと布教・勸進に下る愛宕山所屬の山伏の活躍をあげているが、筆者が「真似山伏」という言葉から連想するのは、これまでみてきた愛宕山勸進にたずさわる山伏の所屬の曖昧さである。つまり、この頃になって愛宕山伏の偽者やまねた者が増えたのではない。愛宕勸進坊主を、判形によって真偽を峻別する上から制度の導入により、これま

で、五坊に所属せずに愛宕山の勧進にたずさわっていた使僧や山伏たちが、「真似山伏」というレッテルを貼られてしまったのである。

五坊を主体とする愛宕山の勧進は、近世においても続いていく。しかし、判形所持は、慶長・寛文・宝永と一七世紀を通じて徹底される。複数の所属をもつ山伏や他寺社の勧進の回路を活用した戦国期にみえる横断的な勧進は、近世の到来とともに終焉を迎えることになるのである。

おわりに

戦国期の愛宕山五坊・山伏による勧進活動を復元してきたが、復元作業から明らかになったことをまとめつつ、これまで明らかにされている中世後期勧進のあり方とどう結びつくのかを、最後に述べておきたい。

当該期の愛宕山五坊・山伏の勧進は、近世と同様に、各坊が「国」を単位に檀那場を設定し勧進をするという原則を有している。ところが、大名家の興亡や大名領国の拡大・縮小によって生じる国をまたいだ人（檀那）の移動が生じることで、動く檀那との師檀関係を維持しようとする坊は、檀那の移住先を檀那場にしようとする行為に出たため、もともと移住先の国を檀那場として抱えていた坊と相論が勃発する。「国」を単位に檀那場とする五坊の檀那所有の原則は、大名領国の変化に伴う

人の移動で分国を切り取った側は国に入っていく、破れた側は国から出ていくにより動揺をきたすのである。

しかし、原則に反し移住先の檀那をも抱えようとする五坊の行動は、問題ばかりともいえない。そもそも、檀那を抱えていた側も、国から出ていった檀那との関係をなかなか断ち切る事ができないのである。また、西坊の檀那場に赴く在京山伏が、檀那の所在地の変更を逐一把握しているように、檀那に選ばれるためには、足しげく檀那のもとに通わなければならなかったのである。

恒常的に奉加・初穂を得る檀那（経済基盤）を、中世後期の寺社の勧進組織「本願」が抱えていたことは、すでに指摘されているところである⁷¹。しかし、戦乱により〈檀那が動く〉ことをふまえた勧進活動の復元は、中世後期勧進研究においてはあまり意識されてこなかったように思われる。恒常的な収入を得るための檀那との関係維持は、かかる檀那の移動と異動への対応があつてはじめて可能であつたと言うべきであろう。社会の動向をにらみつつ、領主の変化など、動きがあれば能動的に働きかけ、檀那をつなぎとめていく。かかるとりくみも評価すべきであろう。ついで、愛宕山の勧進のしくみについて言及しておきたい。勧進主体は愛宕山を構成する五坊であるが、五坊と檀那を結びつけているのは、近世のような五坊にのみ所属する山伏ではなく、複数の所属をもつ山伏であつたり、ときには他寺社の勧進僧による請負であつたりと、五坊だけではない、多様な回路を持つということである。

とりわけ後者については、本論において、高野山西門院の檀那である土岐義成の愛宕山西坊への初穂を、西門院の廻檀から得ていたことを確認したが、ここから愛宕山五坊は、他寺社の師檀関係・勧進活動を、自らの奉加・初穂徴収回路として活用していたことがわかる。戦国期においては、五坊に所属が定まっていなかった者が、勧進を行うことで、さまざまな檀那との結びつきが可能だったのである。かかる勧進のしくみがあるからこそ、中世後期の寺社の勧進は、寺社の経済基盤となりえたのではないだろうか。

ところが、このしくみは豊臣政権や江戸幕府によって推し進められた、所属の曖昧な者による愛宕山勧進の禁止により解体させられてしまったのである。もちろん、近世において、複数の勧進を兼務することがなくなってしまうわけではなく、近世という時代性を踏まえた展開をみせている。⁽⁷³⁾しかし、さまざまな勧進の回路を、さまざまな寺社の勧進に活用していくという中世後期の勧進にみえた柔軟さは、やはり失われてしまったというべきであろう。中世後期勧進の到達点は、勧進の聖・山伏が備えていた寺社の枠組みをこえた横断性にこそ求めるべきであり、彼らの寺社への定着化に求める視座は、考え直すべきではないだろうか。

註

- (1) 河内将芳「宗教勢力の運動方向」(歴史学研究会 日本史研究会編『日本史講座』第5巻「近世の形成」、東京大学出版会、二〇〇四年。後に「中世京都の都市と宗教」思文閣出版、二〇〇六年)。
- (2) 政権より存在証明を受けることで、寺社に定着し内部における地位を固めていこうと志向する勧進聖がいることは確かである(河内将芳「宗教勢力の運動方向」(歴史学研究会・日本史研究会編『日本史講座』第5巻「近世の形成」、東京大学出版会、二〇〇四年。後に「中世京都の都市と宗教」思文閣出版、二〇〇六年)。しかし、勧進聖の側から寺社の勧進を断るケースはいくつかある。例えば、長谷寺の勧進を請け負った玄空は、長谷寺との対立から辞退を申し出ており、長谷寺本寺の尋尊は慌てて引きとめに走っている(『大乘院寺社雑事記』文龜二年八月二十二日条)。したがってすべてが定着を志向していたわけではない。
- (3) 天正七年十二月九日付村井貞勝判物写(『祇園社記』二十二(『増補続史料大成』))。
- (4) 拙稿「戦国時代の勧進聖と在地の聖・山伏」(『大谷大学史学論究』一八号、二〇一三年)。
- (5) 『大乘院寺社雑事記』明応八年二月二十五日条(竹内理三編『増補続史料大成』臨川書店、一九七八年)。
- (6) 拙稿「聖・山伏がうみだした戦国期の本願―多賀社本願不動院を事例として―」(『年報中世史研究』三五号、二〇一〇年)。
- (7) 五来重「高野聖」増補(角川書店、一九七五年)。
- (8) アンヌ・マリ・ブッシイ「愛宕山の山岳信仰」(五来重編『近畿霊山と修験道』名著出版、一九七八年)。
- (9) 大森恵子「愛宕信仰と験競べ」(八木透編『京都愛宕山と火伏せの祈り』昭和堂、二〇〇六年)、同「愛宕山の修験道―火・水と山の念仏を中心として」(『山岳修験』五〇号、二〇一二年)。
- (10) 小林美穂「中世における武士の愛宕信仰」(『三重大史学』四号、二〇〇四年)、八木透・原島知子「東北の愛宕信仰」(『佛教大学アジア

- (1) 宗教文化情報研究所紀要』一号、二〇〇五年)、原島知子「愛宕信仰の地域的展開―宮城県白石市周辺を中心に」(『佛教大学アジア宗教文化情報研究所紀要』二号、二〇〇六年)、近藤謙「愛宕山勝軍地藏信仰の形成―中世神仏習合像の一形態」(『日本宗教文化史研究』一七卷一号、二〇一三年)。
- (2) 前掲註8アヌヌ論文。
- (3) 前田一郎「愛宕山坊人・愛宕法師・愛宕山家来―愛宕山と山麓の村々」(八木透編『京都愛宕山と火伏せの祈り』昭和堂、二〇〇六年)。
- (4) 猪飼均「愛宕詣とあたご道」(八木透編『京都愛宕山と火伏せの祈り』昭和堂、二〇〇六年)、原島知子「火事と愛宕山」(同上)。
- (5) 新城常三「新稿 社寺参詣の社会経済史的研究」(塙書房、一九八二年)。
- (6) 前掲註8アヌヌ論文ほか。
- (7) 『北野社家日記』延徳四年四月七・十・二十四・二十五日条(竹内秀雄校訂『北野社家日記』第三卷、続群書類従完成会、一九七二年。以下、『北野社家日記』は同本より引用)。
- (8) 善光寺の鐘鑄については、『北野社家日記』永正二年五月十八日条。誓願寺については、『言継卿記』天文十四年三月二十六日条(続群書類従完成会、一九九八年。以下、『言継卿記』は同本より引用)、『お湯殿の上の日記』天文十四年四月七日条(『続群書類従』補遺三、続群書類従完成会、一九五七・五八年)。
- (9) 『蔵助大僧正記』永正十三年八月十七日条(『続群書類従』第三〇輯上、続群書類従完成会、一九五七・五九年)に「山下寺家鐘鑄、海蓮聖興行之」とあり、鐘鑄勸進における勸進聖の関与が認められる。
- (10) 前掲註8アヌヌ論文。
- (11) 鐘鑄のほかにも細川政元の修験道の師であった司箭院興仙が愛宕山に居住しており、政元と愛宕山の関係は見いだせる(末柄豊「細川政元と修験道―司箭院興仙を中心に―」(『遙かなる中世』一一号、一九九二年)。
- (12) 『後奈良天皇宸記』天文十三年四月八日条(竹内理三編『増補続史料大成』十八、臨川書店、一九八一年)。
- (13) 元龜三年八月二十八日付島津義久書状(『旧記雜録』六所収)。東
京大学史料編纂所データベースの画像にて確認。
- (14) 『中書家久公御上京日記』(九州史料刊行会編『近世初頭九州紀行記集』九州史料叢書(十八)一九六七年)。
- (15) 『兼見卿記』天正七年六月二十一日条(金子拓・遠藤珠紀校訂『兼見卿記』新訂増補版、八木書店古書出版部、二〇一四年)。
- (16) 『上井覚兼日記』天正十一年二月十五日条(東京大学史料編纂所編纂『大日本古記録』岩波書店、一九五四・五七年。以下、『上井覚兼日記』は同本より引用)。
- (17) 『上井覚兼日記』天正十二年正月二十七日条。
- (18) 『上井覚兼日記』天正十一年二月十六日条。
- (19) 尾崎坊文書。奥野高廣『増訂織田信長文書の研究上巻』吉川弘文館、一九八八年、二二七号・三)。
- (20) (元龜元年)五月七日付織田信長朱印状(京都大学文学部所蔵「愛宕山尾崎坊文書」。奥野高廣『増訂織田信長文書の研究上巻』吉川弘文館、一九八八年、二二七号・一)。この文書は年号が入っていないが、宛所である坂井政尚が元龜元年十一月二十六日に戦死しているため、それまでに発給された朱印状であると奥野氏は比定している(同書)。
- (21) 年未詳四月二十日付丹羽長秀判物(京都大学文学部所蔵「愛宕山尾崎坊文書」。奥野高廣『増訂織田信長文書の研究上巻』吉川弘文館、一九八八年、二二七号・一)。
- (22) 年未詳八月十日付宇喜多秀家書状、年未詳八月十九日付宇喜多秀家書状(『愛宕山尾崎坊文書』京都大学文学部所蔵)。
- (23) 『革島系図』(『続群書類聚』第五輯系図部。「幸海」の項には「愛宕山福寿院。大永年中大覚寺御門跡為院室、号遍明院。永祿十二年任権僧正。元龜二年辛巳七月十七日逝。六十九歳。」とある。この記述を信用し、逆算すれば、文龜三年(一五〇三)生まれとなり、十九歳の時に下坊を開創したことになる)。
- (24) 松尾社造営勸進帳「松尾大社史料集」文書篇三・一〇九〇号(松尾大社史料集編修委員会編、松尾大社社務所、一九七七・九五年)。

- (33) 天文十九年三月吉日付愛宕下坊幸海書状『上杉家文書』一・四三八号(東京帝国大学文学部史料編纂所編『大日本古文書』一九三三・三五号。以下、『上杉家文書』の引用は同編による)。
- (34) 天文十九年三月吉日付愛宕下坊幸海書状『上杉家文書』一・四三七号。
- (35) (天文十九年)二月二十八日付大覚寺門跡義俊書状(『上杉家文書』三・一一一五号)。
- (36) 高梨真行「戦国期室町将軍と門跡―室町幕政における大覚寺義俊の役割―」(五味文彦・菊池大樹編『中世の寺院と都市・権力』山川出版社、二〇〇七年)。
- (37) 天正十二年七月十二日付島津義久願文写(『旧記雑録』十五所収)。
- (38) 東京大学史料編纂所データベースの画像にて確認。
- (39) 年未詳七月十二日付福寿院納所書状写(『土佐国蠶簡集』九)。東京大学史料編纂所データベースの画像にて確認。
- (40) 『上井覚兼日記』天正十二年正月二十七日条。
- (41) 『明智光秀張行百韻』(『統群書類従』第十七輯上)。ここには西坊行祐と上坊(大善院)宿源の参加がみえる。
- (42) (天正三年)九月二十五日付明智光秀書状(奥野高廣『増訂織田信長文書の研究』補遺・索引、吉川弘文館、一九八八年、補遺一六三号)。
- (43) 『上井覚兼日記』天正十一年正月十八日条。
- (44) 『上井覚兼日記』天正十年十二月二十九日条に「従かこ嶋大源坊御使僧として被着候」とある。
- (45) 『上井覚兼日記』天正十一年二月十五日条。
- (46) 『上井覚兼日記』天正十一年二月十六日条。
- (47) 覚兼の地位については、島津義久の名代として佐土原に置かれた「島津家久を補佐し、日向国支配の実務を担当する最高責任者であった」とされている。ただし、島津本家からの命令等は覚兼を通し家久や国内の家臣に伝達をされており、「実質的な権限は上井覚兼が持っていた」とされている。『宮崎県史』通史編 中世第5章「戦国乱世と地域の統合」一〇一八頁)。
- (48) 『上井覚兼日記』天正十二年正月二十七日条。
- (49) 五坊間での檀那の奪い合いは、はじめに述べたとおり、近世においても行われている(前掲註8アンヌ論文)。
- (50) 『宮崎県史』通史編 中世 一九九八年(第5章「戦国乱世と地域の統合」九〇六・一〇四二頁)。
- (51) 『宮崎県史』通史編 中世第5章「戦国乱世と地域の統合」一〇一八頁)。
- (52) 白山先達の例であるが、駿河・遠江にいた今川家家臣が、今川氏の三河接収にともない三河へ移住することで、移住した家臣が、駿河・遠江時代の先達ではなく、移住先にて別の先達と新たに師檀関係を結んでいることが確認できる(拙稿「先達と認められなかった白山先達の檀那引」『交通史研究』七四号、二〇一一年)。檀那の移動は、領域で檀那場を区切る勧進を行っている者にとって、深刻な問題だっただろう。
- (53) 『多聞院日記』天正十七年七月二十七日条(竹内理三編『増補史料大成』、臨川書店、一九七八年)。聖護院への所属の問題は、アンヌ氏の研究に詳しい(前掲註8アンヌ論文)。
- (54) 『言継卿記』天正四年十一月十九日条。
- (55) 『言継卿記』天正四年十月十六日条。
- (56) 『言継卿記』天正四年十二月十八・十九日条。
- (57) 『言経卿記』天正十年三月二十六日条(東京大学史料編纂書編『大日本古記録』岩波書店、一九五九・九一年。以下、『言経卿記』は同本より引用)。
- (58) 『福井県史』中世(第四章第四節「朝倉・武田両氏の滅亡」一頁)。
- (59) 『信長公記』には一一〇〇名、『言継卿記』によれば七、八千とされている。
- (60) 熊野那智山御師の実報院は、桶狭間の合戦で敗北した今川氏を氣遣い、見舞いの使者を送っている(永祿三年六月二十七日付今川氏真書状(熊野那智大社文書)『愛知県史』資料編11一八号)。
- (61) 『福井県史』通史編2 中世 一九九四年(第四章第五節「越前一向一揆」七七―七七七八頁)。

(62) 『言経卿記』 元龜二年八月八日条。

(63) 『言経卿記』 天正十三年正月十九日条。ちなみに松尾兵部少輔は、『言経卿記』慶長四年二月七日条に十七回忌を迎えていることが記されていることから、天正十一年(一五八三)二月七日に亡くなっていることがわかる。したがって彦三郎がみえるのは父の死後、家督を相続したためであろう。

(64) 『言経卿記』 文禄二年(一五九三)閏九月十二日条。この頃の松尾氏は越中守山に居住している。おそらく守山城主であった前田利長に仕えていたのであろう。

(65) 年未詳八月十日付土岐義成書状『高野山文書』第四卷四六六号「西門院文書」(総本山金剛峯寺編、歴史図書社、一九七三年)。

(66) 黒田基樹・佐藤博信・滝川恒昭・盛本昌広編『戦国遺文 房総編』第4巻(東京堂出版、二〇一三年)。

前掲註8アンヌ論文、一三五頁。

(67) 『御制法』十(『大日本史料』十二編二十九 元和四年正月二十九日条)。
(68) 宮本袈裟雄「山岳信仰と愛宕山信仰」(八木透編『京都愛宕山と火伏せの祈り』佛敎大学アジア宗敎文化情報研究所、二〇〇六年)二〇八頁。

前掲註8アンヌ論文、一三五頁。

(70) 下坂守「中世的「勸進」の変質過程―清水寺における「本願」の出現の契機をめぐって」(『古文書学研究』三四号、一九九一年。後に『描かれた日本の中世―絵図分析論』法蔵館、二〇〇三年)。

(71) 近江国甲賀には、複数の寺社の配札を請け負う山伏の存在が明らかにされている(甲賀市編『甲賀市史』第3巻 通史編「道・町・村の江戸時代」甲賀市、二〇一四年)。

(72) 例えば、近世の清涼寺の本願は、戦国期に勸進を行う集団であったが、寺内での活動の正当性が問われると、勸進をしていたという経歴を抹消するようになる。しかし、経済基盤である勸進活動を継続して行うよう「仏餉取」に請け負わせるようになるという(村上紀夫『近世勸進の研究―京都の民間宗教者』法蔵館、二〇一一年)。

〔付記〕

本稿は、二〇一四年十月十八日に開催された佛敎史學會の例会にて報告させていただいた内容をもとに成稿している。

会当日にはたくさんの貴重なご意見をいただいた。この場をかりてお礼申し上げます。